川本町企業立地就職促進助成金交付要綱

令和8年7月1日

告示第39号

（通則）

第1条　この要綱は、補助金等交付規則（昭和36年規則第1号）に定めるもののほか、川本町企業立地就職促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　この助成金は、川本町（以下「本町」という。）の立地認定企業への就職を希望する者に対して就職活動に要する経費の支援及び就労に伴い本町に住所を置くものに対して定住支度金を助成することで、就職希望者の負担軽減を図るとともに、雇用の場の創出と定住人口拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第3条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　企業　本町に立地し、営利の目的をもって事業を営み、島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項に規定する立地に関する計画の認定を受けた法人又は個人をいう。

(2)　事業所等　本社、支社、営業所、工場等の事業活動が行われている場所をいう。

(3)　就職活動　企業へ就職するために必要な見学又は採用面接のことをいう。

(4)　高校生　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校に在学しており、学校及び保護者等の同意のもとで就職活動を行う者のことをいう。

(5)　就職希望者　企業への就職を希望し、就職活動を行う者のことをいう。

(6)　定住希望者　企業へ就職後に本町外から本町内に転入又は帰還して勤務する者のうち、1年以内に本町内へ住所を置く者のことをいう。

（助成対象者）

第4条　助成金の助成対象者（以下「対象者」という。）は、企業の町内事業所等での就

職希望者又は定住希望者とする。ただし、本町内事業所等で就労している又は本町内事業所等を離職した日から半年以内の者については対象外とする。

（助成金の額等）

第5条　この要綱に規定する助成金の額は、別表第1のとおりとする。

2　就職希望者助成金の交付は、同一人に対し2回を限度とする。ただし、高校生のみ同伴者1名分の交通費等を対象経費として計上できるものとする。

3　就職希望者助成金の助成対象となる交通手段は、別表第2のとおりとする。

4　定住支度金の交付は、同一人に対し1回限りとする。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第6条　助成金の交付を受けようとする対象者は、川本町企業立地就職促進助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

2　高校生については、保護者が代理で申請することができる。

（助成金の交付決定及び交付額確定）

第7条　町長は、前条の規定により助成金の交付申請兼実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び交付額確定を行い、川本町企業立地就職促進助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条　町長は、前条による助成金の交付決定及び交付額確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

（現況報告）

第9条　定住支度金の交付決定及び交付額確定を受けた者は、川本町企業立地就職促進助成金現況報告書（様式第3号）に関係書類を添え、交付決定及び交付額確定を受けた年度の翌年度から3年間、毎年度5月末までに町長に提出しなければならない。

（交付決定及び交付額確定の取消し）

第10条　町長は、交付決定及び交付額確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定及び交付額確定の全部又は一部を取り消すことができ

る。

(1)　定住支度金の交付決定及び交付額確定後、別表第3に定める期間内に本町外へ転居又は転出したとき。

(2)　定住支度金の交付決定及び交付額確定後、別表第3に定める期間内に離職又は転職したとき。

(3)　提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

(4)　前条に定める川本町企業立地就職促進助成金現況報告書(様式第3号)を期限内に提出しないとき。

(5)　その他町長が不適切と認めたとき。

(助成金の返還)

第11条　町長は、前条の規定により助成金の交付決定及び交付額確定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、対象者に対し、川本町企業立地就職促進助成金返還命令書(様式第4号)により、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により、助成金の交付決定及び交付額確定を取り消された者の返還額は、別表第3のとおりとする。

(助成金返還の適用除外)

第12条　次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定を適用しない。

(1)　交付決定者が死亡した場合

(2)　その他町長が特に認める場合

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

就職希望者助成金	定住支度金

企業の事業所等への企業見学又は採用面接等に要する対象経費の1／2(上限50,000円) 【対象経費】 ①交通費　居住地から企業の事業所等までに利用する別表第2に該当する移動手段で最も経済的かつ合理的な方法での往復に要する費用(税込3,000円未満の場合は対象外) ②宿泊費　連続して複数日にわたる場合や交通の影響に伴い発生する最も経済的かつ合理的な方法による宿泊に要する費用	200,000円 ※同一人に対し1回限り助成

別表第2(第5条関係)

区分	交通手段等	対象区分	対象経費
交通費に関するもの	航空機、フェリー・高速船、新幹線・特急電車、高速バス	対象	全額
	路線バス、普通列車	対象	全額
	ガソリン代、高速道路代、駐車場代	対象外	
	自家用車	対象	最も経済的かつ合理的な方法による移動を行うために必要と判断される場合に限り対象 1kmあたり37円とし、ガソリン代・高速道

			路代・駐車場代は対象外
	タクシー、レンタカー代	対象	最も経済的かつ合理的な方法による移動を行うために必要と判断される場合に限り対象
	寝台列車	対象	助成対象者分の運賃・特急料金及び寝台料金 ただし、寝台料金は乗車日が就職活動の実施日及びその前日に係る場合に限り対象
宿泊費に関するもの	宿泊費	対象	全額(宿泊税、入湯税を含む) ただし、就職活動の実施日及びその前日に係る場合に限り対象
	宿泊費に含まれない飲食代、追加料理代、延長料金	対象外	
その他	移動と宿泊がセットになっている旅行商品	対象	全額

	キャンセル代、払戻手数料	対象外	
	旅券等手配時の手数料等	対象外	
	航空機利用時の手荷物預け料	対象外	
	フェリー利用時の車両航送運賃	対象外	

別表第3(第11条関係)

	就職希望者助成金	定住支度金
本町外へ転居又は転出した場合		(1)　交付決定及び交付額確定後1年未満の場合：全額 (2)　交付決定及び交付額確定後1年以上2年未満の場合：150,000円 (3)　交付決定及び交付額確定後2年以上3年未満の場合：100,000円
離職又は転職した場合		(1)　交付決定及び交付額確定後1年未満の場合：全額 (2)　交付決定及び交付額確定後1年以上2年未満の場合：150,000円 (3)　交付決定及び交付額確定後2年以上3年未満の場合：100,000円
提出した書類に虚偽又はそ	交付決定額の全額	交付決定額の全額

の他不正があった場合		
現況報告書を期限内に提出しない場合		(1)　交付決定及び交付額確定後1年未満の場合：全額 (2)　交付決定及び交付額確定後1年以上2年未満の場合：150,000円 (3)　交付決定及び交付額確定後2年以上3年未満の場合：100,000円
その他町長が不適切と認めた場合	交付決定額の全額	交付決定額の全額

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

川本町長　　様

（申請者）
住　所
氏　名
連絡先

川本町企業立地就職促進助成金交付申請書兼実績報告書

川本町企業立地就職促進助成金交付要綱第６条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

１．申請対象助成金（どちらかに○印）

①　就職希望者助成金　　・　　②　定住支度金

２．申請額

金　　円

３．対象企業情報

企業名	住所

４．就職活動を行った者（①の場合）又は就労している者（②の場合）

氏名	申請者との関係	住所	いずれかに○印
			高校生・求職者・その他（　　）
（同伴者がいる場合）			保護者・その他（　　）

５．交付申請額積算基礎（①の場合のみ記入）

①就職活動に要した経費（領収書等の額の合計）	円
②要綱第５条で規定する上限額	円
③交付申請額（①と②で比較したいずれか低い金額）	円

６．経路等（①の場合のみ記入）

年月日	往路復路	経路（駅又は空港等）
年　　月　　日	往路	
年　　月　　日	復路	
年　　月　　日	往路	
年　　月　　日	復路	

7．就労状況（②の場合のみ記入）　　申請日時点

就職内定日	年　月　日（勤続　年　ヶ月）
町外勤務期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
町内勤務開始日	令和　年　月　日

8．助成金振込先

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通　・　当座　・　その他（　）		
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			（左詰で記入してください）

9．添付書類

①就職希望者助成金

□ 【別紙】納税確認承諾書
□ 申請者が支出した経費の領収書の原本、又は支払額等を証明できるもの
□ 対象者の現状を証明する書類（在学証明書・在職証明書・離職票・退職証明書など）

②定住支度金

□ 【別紙】納税確認承諾書
□ 住民票（取得後１ヶ月以内かつ川本町内の住所に変更されているもの）
□ 雇用証明書（対象企業から発行されたものに限る）

【別紙】

川本町長　　様

町税等納付（納入）状況確認承諾書

川本町企業立地就職促進助成金の交付決定に必要な、申請者に関する川本町町税等の納付（納入）状況の調査を受けることを承諾します。

記入日	年　　月　　日
申請者	（性別：　　）
生年月日	
住　所	

世帯員名簿		
名前	性別	生年月日

様式第２号（第７条関係）

指令川産第　　号
年　　月　　日

様

川本町長　　印

川本町企業立地就職促進助成金交付決定通知書
兼交付額確定通知書

年　　月　　日付けで交付申請兼実績報告のあったこのことについて、川本町企業立地就職促進助成金交付要綱第７条の規定により下記のとおり交付を決定し、交付額を確定したので通知します。

記

助成金の種類	就職希望者助成金（　　回目）　／　　定住支度金
交付助成金額	円

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

川本町長　　様

申請者　住　所　川本町大字

氏　名　　印

電話番号

川本町企業立地就職促進助成金現況報告書

川本町企業立地就職促進助成金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて報告します。

助成金交付決定日		年　　月　　日
勤務先	名称	
	所在地	
	電話番号	

※私は、住民票の提出に代わり役場産業振興課が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

添付書類

（１）住民票 ※1

（２）事業所から交付される労働条件通知書又は雇用証明書（様式任意）

※1　本報告書への押印により提出は不要です。

様式第４号（第11条関係）

指令川産第　　号
年　　月　　日

様

川本町長　　印

川本町企業立地就職促進助成金返還命令書

年　　月　　日付けで交付決定及び交付額確定を行ったこのことについて、交付要件を満たさなくなったため、川本町企業立地就職促進助成金交付要綱第11条の規定により命じます。

記

１．助成金の種類　　就職希望者助成金　　／　　定住支度金

２．返還金額
　　交付決定額
　　交付済額
　　返還対象金額

３．返還理由

４．返還期限　　年　　月　　日

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第11条関係)